

(様式 1-3)

福島県（川俣町）帰還・移住等環境整備事業計画 帰還・移住等環境整備事業
等個票

令和 7 年 7 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

N0.	52	事業名	川俣町貸事業所整備事業	事業番号	(6)-47-1
交付団体	川俣町	事業実施主体（直接/間接）	川俣町（直接）		
総交付対象事業費	(593,606 千円) 610,461 千円	全体事業費	(593,606 千円) 610,461 千円		
帰還・移住等環境整備に関する目標					
本町は、原子力災害の影響により若者世代が流出し少子高齢化に拍車がかかっている。特に山木屋地区は、平成 29 年 3 月 31 日に避難指示区域が解除され 6 年が経過したが、居住率は 51.8%（令和 6 年 4 月 1 日現在）にとどまり、高齢化率は 60%を超えている。 このような中、高齢化が顕著に進行している同地区においては、地域住民のつながり希薄化、生活環境の維持等が懸念されるため、今後、地区コミュニティを維持することや、地域産業の活性化を図っていくことなどが困難となっていくおそれがある。 こうした状況の下、今後、町の更なる復興・再生を図る上では、事業者の町内への進出や町内での積極的な事業展開を促進し、町の活力を創出していくことが必要不可欠であり、これにより、同地区が直面する課題に対応し、同地区の帰還・移住等環境整備を図るとともに、同地区への帰還や新たな住民の移住・定住を進めていく。					
事業概要					
本町への進出・事業展開に関心を有する事業者は存在するものの、現状、こうした事業者の進出等の促進に当たり、希望に合致する賃貸用の事業所が整備されていないなど、当該事業者の活動拠点を確保しにくいことがネックとなっていることから、町内での円滑な事業の着手等に資する拠点となる施設（貸事業所）を整備する。 本施設の整備に当たっては、事業者の業種や事業手法等が様々である中、事業者が町内で円滑に事業基盤を固め、将来的に自ら活動拠点を構築していけるよう、当該事業者の幅広いニーズに沿った利活用に資するものとする必要があるところ、 ・消費者向け事業を展開する事業者にとっては、円滑に事業基盤を形成する上で、交流人口・関係人口をも視野に入れることが可能な環境が確保される必要があること ・首都圏等に所在する本拠地をはじめ、町外との往来や調整を行いながら事業を進めていくことが想定されるところ、一定の公共交通アクセスが確保された環境が確保される必要があること ・ICT 事業者の進出やテレワークの活用等も想定されるところ、こうしたニーズに対応可能な通信環境が確保される必要があること 等を踏まえ、こうした環境が確保可能な町中心部に本施設を整備する。					
当面の事業概要					
<令和 5 年度（第 43 回）> 事業概要を達成するため、以下の業務を委託する。 1 貸事業所等の整備に係る基本設計及び実施設計業務 2 貸事業所等の整備に係る用地取得のための不動産鑑定評価業務及び建物補償算定業務 <令和 6 年度（第 46 回）> 事業概要を達成するため、以下の事業を行う。 1 貸事業所等の整備に係る用地取得及び建物補償 2 貸事業所等の用地を取得した際の合筆のための測量及び不動産登記					

<令和6年度（第47回）> 1 貸事業所の建設工事 2 貸事業所の建設工事に伴う工事監理業務委託 <令和7年度（第51回）> 1 貸事業所の建築工事に伴う付属物設置工事 <令和7年度（第52回）> 1 貸事業所の建築工事（追加工事分）	
地域の帰還・移住等環境整備との関係 本事業の実施により、本町への進出・事業展開に関心を有する事業者による町内での事業基盤の構築・拡大等を通じて、 ・山木屋地区への帰還者等の働く場の創出 ・当該事業者の山木屋地区での事業所整備や事業展開 等を図り、同地区への帰還・移住等を促進する。 なお、本施設に関しては、同地区の課題解決に取り組み、将来的に同地区での起業を目指し、又は同地区から積極的に雇用する事業活動を行おうとする者であることを入居条件とする。	
関連する事業の概要 特になし	

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	